農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和８年（２０２６年）３月２４日

人　　吉　　市

目次

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標 …… - 2-

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 …… - 8-

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 …… -20-

第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項 …… -25-

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 …… -27-

第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項 …… -28-

第６　その他 …… -40-

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

本市は、熊本県の南西部、人吉盆地の西南に位置し、東は球磨郡錦町及び相良村、西は球磨郡球磨村、南は鹿児島県及び宮崎県、北は球磨郡山江村及び相良村とそれぞれ境を接し、市の中央部を東西に球磨川が流れています。

現在までに、農業生産基盤の確立のため各種土地基盤整備事業が既に実施され、整備可能田における基盤整備率はほぼ１００％になっており、ほ場・道路・用排水路等の改良に伴い耕地の効率的な利用が図られています。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めます。

１　現状と課題

本市の農業構造については、水稲を中心とし、イチゴなどの施設園芸、畜産、露地野菜、葉タバコ、果樹、薬用作物などとの複合経営が大部分となっています。

２０２０年農林業センサスの結果、本市の令和２年の農家総数は８８５戸で、５年前に比べて２２６戸減少しました。販売農家数５３０戸のうち主業農家は９８戸で、率にして１８．４９％となっています。販売農家の年齢別農業就業人口は６３６人で、うち６５歳以上が４５２人、率にして７１．０７％となっており、農業従事者の高齢化と担い手の減少が深刻化しています。

さらに、中核的担い手である認定農業者においても、近年、収益が低迷しており、所得向上に向けた支援が必要となっています。

また、地域営農組織の育成・確保も未だ不十分であり、農地中間管理事業を活用し、地域計画の話し合いを行いながら農地の集積・集約化を進め、地域営農組織の設立や法人化へ向けた支援等の対応も必要となっています。さらには、近年、企業の農業参入も出てきており、こうした動きへの対応も必要となっています。

このような中、本市農畜産業を維持・発展させていくためには、新規就農者はもとより、地域の経営資産と優れた農業技術を次世代に引き継いでいくことが重要です。また、親元就農も含めた多様化する就農ルートや就農形態に応じて就農相談から定着まで、地域一体となったきめ細やかな就農支援に取り組むとともに、高い定着率の維持を図る必要があります。

さらに、労働力が不足する中、収益性の高い農畜産業経営の確立を目指したスマート農業技術導入や、地域計画の実現に向け農地集積・集約化を促進するとともに、水田はもとより畑や樹園地における農地整備・生産基盤の強化を進め、農地の適切な利用を図っていく必要があります。

また、県が策定した「熊本県地下水と水を育む農業等の推進に関する計画」に基づき、土づくりを基本とした「くまもとグリーン農業」と「CO2ゼロエミッション化」を推進するとともに、「環境にやさしい農業」と「稼げる農業」の両立を実現させる必要があります。

２　基本的方向

このような地域の現状と課題に対応し、本市の基幹産業である農畜産業の持続的な発展を図り、かつ、平時から日本の食料安全保障の中核を担っていくためには、農畜産業が持つ可能性を十分に発揮していくことが必要です。また、生産・加工から販売に至るまでの過程を磨き上げ、高付加価値化などによる「稼げる農

畜産業」の実現とともに、食文化の視点で観光や商工との連携も図ることが必要です。

そのため、親元就農をはじめとする新規就農者の確保・育成、認定農業者等の経営発展、経営資産・農業技術の円滑な継承などの取組を強化し、将来の農畜産業の生産を支える担い手の確保・育成を図ります。併せて、スマート農業技術の現地実装加速化、農地の大区画化・汎用化などによる生産性向上に加え、生産から販売までの工程の磨き上げ、販売力強化、６次産業化などの高付加価値化の取組を強化し、更なる「稼げる農畜産業」の実現を目指します。

このため、他産業の所得や労働時間、さらには、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、効率的かつ安定的な農業経営の目標を例示するとともに、その目標に向かって農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積、資本装備の高度化、経営管理の合理化、就業環境の改善など、農業経営基盤の強化を促進するための施策を総合的に実施します。

また、ＳＤＧｓに沿った取組も通じて、持続可能な農業・農村の実現を図ります。

（１）施策の方向

ア　効果的かつ安定的な農業経営体の育成

人吉市担い手育成総合支援協議会（以下「市担い手協議会」という。）の構成団体と連携を図るとともに、意欲ある農業者の認定農業者への誘導を図ります。また、農業経営における収益配分及び期間満了の認定農業者の着実な再認定の推進のため、経営改善計画の実践結果の点検を行うとともに、経営改善計画策定に対する支援を行います。

農業生産の重要な担い手である女性農業者については、経営改善計画の共同申請による女性認定農業者の拡大を図るとともに、家族経営協定の普及に努め、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかけるなど、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進します。

認定農業者に対しては、経営改善計画の達成に向けて、経営相談や専門家による経営診断の実施を行い、併せて経営規模の拡大や農業経営の高度化、多角化などを図るための情報提供、各種補助事業や制度資金、農業経営基盤強化促進事業を活用した農地の集積などによる支援のほか、長期経営計画の作成や規模拡大、雇用型経営を見据えた雇用管理能力の向上等を支援します。

農業法人については、経営形態や経営規模に応じた農地の集積や資本装備の高度化、雇用確保円滑化のための就労環境整備など経営基盤の強化を図るとともに、親族のほか従業員など第三者を含めた次世代の経営を担う人材の育成を支援します。

また、熊本県農業経営・就農支援センター（以下、「県支援センター」という。）をフル活用し、認定農業者や農業法人等の経営診断を行うとともに、経営改善や法人化を支援するため、専門家を中心とする支援チームを派遣し、経営マネジメントを磨き次世代の人材育成、経営規模拡大、多角化などを見据えた戦略的な農業経営を行う担い手を育成します。

なお、経営形態に関わらず、農業経営の基盤となる農地や施設、優れた技術を確実に次世代に引き継ぐため、経営継承の啓発及び推進を図ります。

加えて、意欲ある農業者を対象に「くまもと農業アカデミー」や「くまもと農業経営塾」等への参加を促進し、くまもと農業を担うトップリーダーの育成に寄与するとともに、地域農業の維持、発展をけん引する人材の育成に寄与していき

ます。

企業などの農業参入については、新たな担い手の確保対策と耕作放棄地の解消、地元雇用による地域活性化の一環として位置づけ、参入する地域の農業者などの営農活動に十分配慮しながら、相談から定着までの総合的な支援を行います。

イ　地域営農組織の育成並びに法人化支援等

地域営農組織の育成については、組織化が遅れている地域において、球磨地域農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）と連携を図り、地域の合意形成を基本に、農作業受託組織なども包含して、地域営農組織の育成を推進します。

また、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう､効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）やその他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていきます。

なお、既存の機械共同利用組織については、単なる機械の共同利用組織から地域営農組織へ発展させ、既存の地域営農組織とともに、リーダー研修会等により経営感覚に優れた経営者を育成し、さらに農地の面的利用や農業機械の整理・合理化を行い、生産コストの削減を図ります。また、農作業受託による経営規模拡大や農産物加工などの新部門導入による経営の多角化を支援し、組織の経営力強化を図るとともに、熟度の高い組織を対象に、地域の実態に応じた法人化を推進します。

農業経営の法人化に当たっては、担い手が不足している地域を中心に、農地を守り地域の農業を支える地域営農組織の設立を促進するため、営農ビジョンづくりと合意形成を支援します。組織設立を目指す地区や法人化を進める地域営農組織に対し、県支援センターから支援チームを派遣し、経営診断などの助言指導を行い、地域営農組織の設立や法人化を支援します。

経営基盤を強化するため、水田のフル活用や作付の団地化・ブロックローテーションの取組を進めるとともに、組織の再編・統合によりスケールメリットを活かせる経営規模への拡大や、年間を通した仕事の創出や農地の有効利用のため、収益性の高い新規作物の導入等を支援します。小規模な地域営農組織については、６次産業化などを含めた経営の多角化や組織の再編・統合の取組を支援します。また、地域外との広域作業受託の取組を支援します。

組織の設立に当たっては、合意形成の取りまとめ役となるリーダーを育成するセミナー等への参加を促進し、持続的な経営を支えるため、事業戦略や労務などのノウハウ習得を支援し、組織をマネジメントできる人材の育成に寄与していきます。また、次世代のオペレーターを育成するための研修会を開催します。

企業などの農業参入については、新たな担い手の確保対策や地域活性化の一環として位置づけ、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び市担い手協議会等の関係機関、関係団体と連携・協力して、参入する地域や農業者などの営農活動に十分配慮しながら、相談から定着までの総合的な支援を行います。

ウ　農地の効率的な利用の促進

農地の効率的な利用の促進と農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、施設型農業については、農産物の高品質化、収入の平準化、省力化、低

コスト化のための先進的生産技術の導入、作業環境の改善、ピーク時期の作業の外部化などにより、労働時間の短縮、労働強度の軽減など、就業条件の改善を進めるとともに、経営の管理の合理化や雇用労働力をめぐる問題などへの適切な対処を行います。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課（以下「県農業普及・振興課」という。）や農業協同組合と連携を図るとともに、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進します。

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員や農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握のもとに両者を適切に結びつけて利用権設定等を進めます。

これらの農地の流動化に関しては、県下で実施され効果的な実績を上げている先進的な集落を集団的土地利用の優良な事例としつつ、このような土地利用調整をとりわけ本市の平坦地域を中心に展開していくことにより集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努めます。

効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進します。

地域での話し合いを進めるに当たっては、法第１２条第１項の規程による農業経営改善計画の認定を受けた農業者または組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、地域営農の組織化・法人化など、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行います。特に認定農業者等の担い手不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした地域営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行います。

法第１２条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとします。

さらに、担い手に集積すべき農地面積の目標を設定し、農地の有効利用を促進し、土地利用型農業などの効率的展開を図ります。

特に、米、麦、大豆の生産性向上を図るため、営農類型により経営の方向性を示し、経営規模の拡大を推進するとともに、地域における合意形成を基本とした農地の面的集積を推進し、経営体や作物ごとに集団化を図ります。

また、施設園芸や果樹についても、足腰の強い産地づくりを図るため、作物ごとの集団化を進め、さらに果樹においては園地の面的集積も進めます。

農地の利用集積を円滑に推進するため、農地の大区画化などの基盤整備を進めるとともに、公益財団法人熊本県農業公社との連携強化を図り、農地中間管理事業などを活用し、利用権の設定や所有権の移転を促進します。

また、農地を「売りたい」「貸したい」という情報等を「見える化」し、農地の円滑な集積に有効な農地情報図（くまもと水土里ＧＩＳ）の利活用などを推進します。

エ　持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現

担い手の経営基盤の強化に加え、親元就農をはじめとする新規就農者の確保・育成として、就農相談から定着まで地域一体となったきめ細かな支援や、経営資産・農業技術の円滑な継承などの取組強化を図ります。また、外国人材の受入や農福連携による障がい者の就業促進等に取り組み、多様な人材が活躍できる農業現場を拡大します。

担い手の減少や労働力不足が一層見込まれる中、スマート農業・ＤＸ技術の実装加速化、新品種・新技術の開発・普及、農地や農業用施設等の生産基盤強化などに取り組み、生産性の向上を図ります。また、引き続き、県産農畜産物が全国の消費者から選ばれるように生産技術の改善・向上、品質管理の徹底などの取組によって競争力を強化し、将来にわたる安定生産と農業所得の向上につなげていきます。

加えて、有機農業をはじめとするグリーン農業や堆肥の広域流通、水田の有効活用の取組を推進・高度化します。併せて、温室効果ガスの削減に向けた技術開発・普及等に取り組み、農業生産における環境負荷軽減を図ります。

また、自然災害、病害虫、家畜伝染病などの農業生産におけるリスクの高まりに対しては、生産基盤の防災・減災機能の維持・強化や、病害虫・家畜伝染病の発生予防・まん延防止の対応強化などに取り組み、持続可能な生産体制の確立を図ります。

オ　中山間地域等の農村活性化

収益が見込める新たな農作物の導入や栽培方法、効率化や省力化等に向けたデジタル技術の活用を後押しし、農業を柱とした収入や複合的な収入による多様な所得の確保を図ります。また、多種多様な組織と連携しながら地域をコーディネートできる人材を育成するとともに、都市との関係人口の拡大などの取組を促進し、豊かな農村の実現につなげます。さらに、人口減少や高齢化に伴い、農地保全や地域コミュニティの維持が困難になることが危惧される地域においては、複数の集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）の形成も進めます。

農業インフラの保全活動をはじめ、美しい景観の保全や文化・コミュニティの維持・創造等を目的とした地域活動を支援し、農畜産物の生産だけではなく、農業の多面にわたる機能の増進を図ります。また、中山間地域は野生鳥獣による被害の多発が懸念される地域であることから、地域ぐるみで「生息環境管理」「侵入防止対策」「有害鳥獣捕獲」等を総合的に組み合わせた対策を推進するとともに、捕獲されたイノシシやシカ等の野生鳥獣は地域資源としての利活用を図ります。

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

（１）効率的かつ安定的な農業経営の目標

具体的な経営の指標は、他産業の所得や労働時間、さらには、地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において、労働時間が従事者１人当たり年間２，０００時間程度の水準を達成し、農業所得が主たる農業従事者１人当たり概ね３６０万円以上（個別経営体で家族経営の場合、１経営体当たり概ね７２０万円以上）を確保することができるような経営体を育成するとともに、これらの農業経営が、本市農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とします。

（２）効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

将来、普及可能な革新的な技術の導入、望ましい作業環境やゆとりあるライフスタイルの確立も考慮して、第１に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標としては、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりです。

類型設定の基準

①個別経営体

ア　家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターンです。

（ア）自家労力　１経営体当たり経営者を含めて従事者２～３人

（イ）雇用労働力　ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

イ　法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターンです。

②協業経営体

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターンです。

なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととします。

モデル経営類型

１　個別経営体

①家族経営

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲（主食用米、飼料用米等）＋麦＋大豆（＋受託）	経営面積 田　1,440a 水稲　900a 麦　1,080a 大豆　540a	・機械化一貫体系による作業の省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入	田植機 (5条:1台) 自脱型コンバイン (5条:1台) 麦・大豆播種機 (1台) 乗用管理ビークル (1台) 動力噴霧機 (1台) トラクター (2台)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の

			堆肥散布機 (1台) 大豆コンバイン (生産組織) 育苗ハウス (500㎡)		雇用の確保

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
葉たばこ＋水稲	経営面積 田　324a 葉たばこ 234a 水　稲 90a 飼料用稲 234a	・機械化体系による大規模経営 ・高架型作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 ・共同受委託乾燥施設利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	堆肥散布機 (1台) 成畦被覆機 (1台) 高架型作業機 (1台) 乾燥施設 (共同) トラクター (1台)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
ニンジン(冬・春)＋水稲	経営面積 畑　405a 田　135a 冬ニンジン 405a 春ニンジン 405a 水稲　135a	・トンネル栽培 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) ・農業共同選果場の利用	トラクター (1台) 動力噴霧機 (1台) 播種機 (1台) 収穫機 (1台) 洗浄機 (1台) サブソイラー (1台) フロントローダー (1台)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
カンショ＋水稲	経営面積 畑　333a 田　135a カンショ 333a 水稲　135a	・マルチ同時畝立て施肥 ・緑肥の鋤きこみ(ニューオーツ、大麦) ・天地返し ・ウイルスフリー苗 ・青果用中心の推進	貯蔵庫 育苗ハウス トラクター (1台) 畝立マルチャー (1台) 動力噴霧機 (1台) つる切り機 (1台) 研磨洗浄機 (1台) 選別機 (1台) 収穫機 (1台)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛繁殖	肉用牛繁殖 70頭	・牛房群飼 ・分娩間隔12.5ヶ月 ・供用産次7産 ・ヘルパー利用による休日確保 ・稲ＷＣＳコントラクターの利用 ・放牧利用	畜舎 (1,200㎡) 堆肥舎 (291㎡) ほ乳ロボット 分娩・発情監視装置 (1セット) 作業機械一式	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
冬春ミニトマト＋水稲	経営面積 田　225a 冬春ミニトマト 36a 水稲　189a	・耐病性品種の導入 ・共同選果施設利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	連棟ハウス 内張カーテン 暖房機 (2台) ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
促成ナス＋水稲	経営面積 田　234a 促成ナス 45a 水稲　189a	・耐候性ハウスの導入(一部) ・購入苗の利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	連棟強化型パイプハウス 暖房機 (3台) ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ＋水稲	経営面積 田　52a イチゴ 22a 水稲 30a	・ベンチ育苗の導入 ・共同作業(定植、ビニル張り)	連棟ハウス 暖房機 (1台) ハウス自動開閉装置 予冷庫 (1台) 育苗施設 灌水施設	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
冬春キュウリ＋夏秋キュウリ＋水稲	経営面積 田　225a 冬春キュウリ 45a 夏秋キュウリ 45a 水稲　180a	・共同選果施設の利用 ・購入苗の利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用（臨時雇用）	連棟強化型パイプハウス トラクター（1台） 動力噴霧機（2台） 灌水施設	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶	経営面積 茶　675a	・乗用型茶園管理機の利用 ・共販主体の家族経営 ・荒茶加工施設の5戸共同利用 ・雇用労働力の活用（臨時雇用）	荒茶加工施設（120Ｋ型2ライン） 乗用型摘採機（1台） 乗用型防除機（1台） 乗用型中刈機（5戸共同1台） 防霜施設	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設キク(電照) ＋ 水稲	経営面積 田 162a キク 54a 年2作 水稲 108a	・需用期出荷2作 ・家族労働2名と雇用労働力の活用 (臨時雇用) ・共販(関東出荷中心) ・黄色輪キク、電照栽培 ・直挿し栽培 ・無側枝性品種導入 ・低温開花性品種導入 ・省力防除技術導入 ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託	強化型ハウス カーテン装置 ハウス暖房機 灌水施設 電照施設 冷蔵庫 トラクター (1台) 動力噴霧機 (1台) 全自動重量選花機 管理機 (1台)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

②法人経営

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲(主食用米＋飼料用米等)＋麦＋大豆(＋受託)	経営面積 田 2,880a 水稲 1,800a 麦 2,250a 大豆 1,080a	・機械化一貫体系による大規模経営 ・ほ場の汎用化と団地化 ・品種の組合せによる作業の分散 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入	田植機 (6条)2台 自脱型コンバイン (6条)2台 麦・大豆播種機 (2台) 乗用管理ビークル (2台) 動力噴霧機 (2台)	・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働

		・雇用労働力の活用（常時雇用、臨時雇用）	トラクター（3台） 堆肥散布機（2台） 大豆コンバイン（2台） 機械倉庫、農舎育苗ハウス（1,500㎡）		力の導入

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
ニンジン＋水稲	経営面積 畑　630a 田　630a 冬ニンジン　630a 春ニンジン　630a 水稲　630a	・機械化一貫体系による作業の省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・雇用労働力の活用（常時雇用、臨時雇用） ・選果場整備	トラクター（1台） 動力噴霧機（1台） 播種機（1台） 収穫機（1台） サブソイラー（1台） フロントローダー（1台）	・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農	酪農 経産牛180頭	・フリーバーン、ミルキングパーラー、搾乳ロボット導入による省力化 ・コントラクター利用による自給飼料生産 ・ＴＭＲセンターの利用、発酵ＴＭＲ（完全混	フリーバーン牛舎（3,000㎡） ミルキングパーラー（6頭Ｗ又は8頭Ｗ） 自給飼料生産機械（一式） 堆肥舎（2,800㎡）	・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善

		合飼料)の利用 ・分娩間隔13.5ヶ月 ・経産牛1頭当たり産乳量10,400kg ・雇用労働力の活用(常時雇用)	搾乳ロボット(2基) 分娩・発情監視装置(1セット) 作業機械一式		・雇用労働力の導入

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚	母豚 養豚 270頭	・一貫経営 ・農場ＨＡＣＣＰ認証農場 ・繁殖豚舎(ストール、高床式) ・肥育豚舎(スノコ式、スクレパー利用) ・1頭当たり出荷頭数25頭 ・系統豚利用 ・供用年雌3年(7産)　雄2年 ・雇用労働力の活用(常時雇用)	繁殖豚舎(1,600㎡) 肥育豚舎(2,100㎡) 堆肥舎(840㎡) 浄化処理施設(600㎥) 作業機械一式	・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛肥育	肉用牛肥育 270頭	・稲ＷＣＳ、稲わら収穫コントラクター利用 ・肥育期間18ヶ月 ・枝肉重量490kg(枝肉歩留66%) ・Ａ4等級以上枝肉割合60%以上 ・雇用労働力の活用(常時雇用)	肥育牛舎(3,000㎡) 堆肥舎(1,400㎡) 作業機械一式	・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善

					・雇用労働力の導入

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛一貫	肉用牛一貫 繁殖　90頭	・牛房群飼 ・分娩間隔12.5ヶ月 ・供用産次7産 ・肥育期間18ヶ月 ・離乳56日、去勢4ヶ月 ・稲ＷＣＳ、稲わら収穫コントラクター利用 ・放牧利用 ・雇用労働力の活用(常時雇用)	繁殖牛舎 (800㎡) 育成牛舎 (124㎡) 肥育牛舎 (1,200㎡) 堆肥舎 (1,000㎡) 分娩・発情監視装置 (1セット) 作業機械一式	・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ	経営面積 田　54a イチゴ　54a	・自家労働力4名 ・ベンチ育苗の導入 ・共同作業(定植、ビニル張り) ・定植時期の分散 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	連棟ハウス 暖房機 (3台) ハウス自動開閉装置 予冷庫 育苗施設 灌水施設	・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

２　協業経営体

ア　協業経営

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶	経営面積 2,700a 茶	・茶生産から荒茶加工まで、5戸の協業経営 ・高性能の荒茶加工施設の導入 ・乗用型茶園管理機を導入した省力化管理体系 ・法人経営体を志向	荒茶加工施設(120Ｋ型2ライン) 乗用型摘取機(5台) 乗用型防除機(5台) 乗用型中刈機(1台) 防霜施設	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

イ　法人経営

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲(主食用米、飼料用米等)＋麦＋大豆(＋受託)	経営面積 田 4,320a 水稲 2,700a 麦 3,330a 大豆 1,620a	・機械化一貫体系による作業の省力・低コスト営農 ・品種の組合せによる作期調整 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・専任オペレーター体制	田植機(6条)(2台) 自脱型コンバイン(4条)(2台) 麦・大豆播種機(2台) 乗用管理ビークル(2台) 動力噴霧機(2台) トラクター(2台) 堆肥散布機(2台) 大豆コンバイン(1台) 育苗ハウス	・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

			(1,500㎡)		

ウ　大規模法人経営（広域農場）

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲(主食用米、飼料用米等)＋麦＋大豆(＋受託)	経営面積 田　90ha 水稲　54ha 麦　70ha 大豆　36ha	・品種の組み合わせによる作期分散 ・大型機械化体系による作業の効率化 ・ブロックローテーションによる作業の効率化 ・水稲の一部直播(裏作が大麦作付けの場合)や疎植栽培の組み合わせ	トラクター(4台) 田植機(5台) 乗用管理ビークル(5台) コンバイン(4台) 播種機(育苗用)(2台) 麦・大豆播種機(3台) 堆肥散布機(3台) レーザーレベラー(装置一式) 育苗ハウス(2,000㎡)	・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲(主食用米、飼料用米等)＋麦＋大豆(＋受託)＋高収益作物(たまねぎ)	経営面積 田　90ha 水稲　54ha 麦　76ha 大豆　36ha たまねぎ　13ha	・品種の組み合わせによる作期分散 ・大型機械化体系による作業の効率化 ・ブロックローテーションによる作業の効率化 ・水稲の一部直播(裏作が大麦作付けの場合)や疎	トラクター(4台) 田植機(5台) 乗用管理ビークル(5台) コンバイン(4台) 播種機(育苗用)(2台) 麦・大豆播種機	・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働

		植栽培の組み合わせ ・経営力の強化に向けた経営の多角化(露地野菜)の導入	(3台) 堆肥散布機 (3台) レーザーレベラー (装置一式) 育苗ハウス (2,000㎡) 播種機 (1台) 移植機 (2台) 堀取機 (1台) 乾燥機 (2台) 低温庫 (1台) ハーベスター (2台)		力の導入

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

（１）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア　新規就農者の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本市における新規就農者数は、近年は減少傾向にあり、令和６年（２０２５年）１月から令和６年（２０２５年）１２月までの親元就農者、新規参入者、雇用就農者を含む新規就農者は０人となりました。

こうした中、県が掲げる新規就農者の確保・定着目標を踏まえ、本市農業の持続的な発展に向け、雇用就農者を含む新規就農者を年間２～３人確保することを目標とします。

イ　新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

県内の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者１人当たり２，０００時間程度）の水準を達成しつつ、本市では農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として主たる従事者１人当たり２２５万円程度を目標とします。

ウ　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

今般の新規就農者は、新規学卒だけでなく、他産業に一度従事したＵターンや定年帰農、非農家からの新規参入など就農ルートが多様化しており、また、就農形態も独立・自営就農や経営継承のほか、農業法人への雇用就農など様々な態様

となっています。また、就農動機や就農年齢が多様化し、就農希望者が目指したい農家像も多岐にわたり、就農希望者のニーズに応じてきめ細やかな対応が必要となっています。

これらを踏まえ、それぞれの就農形態に応じて就農相談から定着まで、地域一体となったきめ細やかな就農支援に取り組むとともに、高い定着率の維持を図っていきます。併せて、中・高校生等の若い世代に農業の魅力を発信し、就農意欲を醸成する取組を実施します。

さらに、農地については農業委員会、農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県農業普及・振興課や農業協同組合等の関係機関が連携して地域の中心となる経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導し支援していきます。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第２の２の（１）に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりです。

農業経営の指標

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋麦＋大豆	経営面積 田　495 水稲　180 麦　315 大豆　315	・機械化一貫体系による作業の省力化 ・無人ヘリによる防除(委託) ・耕畜連携(麦わら・堆肥交換)による土づくり ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・自家労働力中心 ・大豆収穫は営農組織に委託	田植機(4条)(1台) 自脱型コンバイン(4条)(1台) 麦・大豆播種機(1台) 動力噴霧機(1台) トラクター(1台)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
葉たばこ＋水稲	経営面積 田　153 葉たばこ　97 水稲　56	・高架型作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・稲わらと堆肥交換(畜産農家が無料で堆肥散布)	堆肥散布機(1台) 成畦被覆機(1台) 高架型作業機(1台) 乾燥施設一式 トラクター(1台)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
ニンジン(冬・春)＋水稲	経営面積 畑　67 田　67 冬ニンジン　67 春ニンジン　67 水稲　67	・春ニンジンは、マルチ栽培＋トンネル栽培 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) ・春ニンジンと水稲、冬ニンジンの輪作体系	トラクター(1台) マルチャー(1台) 掘り取り機(1台) 収穫機(1台) 田植機(4条)(1台) 自脱型コンバイン(4条)(1台) 動力噴霧機(ブームスプレイヤーも検討)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
カンショ	経営面積 畑　126 カンショ 126	・マルチ同時畝立て施肥 ・緑肥の鋤きこみ(ニューオーツ、大麦) ・ウイルスフリー苗 ・青果用中心の推進 ・貯蔵後、順次出荷	貯蔵庫 育苗ハウス トラクター (1台) 畝立マルチャー (1台) 動力噴霧機 (ブームスプレイヤーも検討) つる切り機 (1台) 収穫機 (1台) 貯蔵庫 洗浄機 (1台) 選別機 (1台)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛繁殖	繁殖牛 18頭	・牛房群飼 ・分娩間隔12.5ヶ月 ・供用産次7産	群飼連動スタンチョン 畜舎 (150㎡) (施設パッドック利用) 堆肥舎 (58㎡)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
冬春ミニトマト	経営面積 田　10 冬春ミニトマト 10	・黄化葉巻病対策の徹底 ・共同選果施設利用	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
促成ナス	経営面積 田　12 冬春ナス 12	・共同選果施設利用	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ	経営面積 田　13 イチゴ　13	・ベンチ育苗 ・パック詰め作業	連棟ハウス トラクター 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善

			灌水施設 予冷庫 育苗施設	・経営の体質強化のための自己資本の充実	・農繁期の臨時雇用の確保

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
冬春キュウリ	経営面積 田　18 冬春キュウリ 18	・共同選果施設の利用 ・購入苗の利用 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	連棟強化型パイプハウス トラクター(1台) 動力噴霧機(1台) 灌水施設 内張カーテン 防虫ネット 循環扇	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
薬用作物(ミシマサイコ)	経営面積 畑　20 ミシマサイコ 20	・種子の借り受け ・マルチ張り、除草 ・農薬散布 ・種子、根の収穫	トラクター 動力噴霧機 播種機 摘芯機 洗浄機 掘取機	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
キクラゲ(菌床栽培)	経営面積 田　3 キクラゲ 3	・菌床の購入 ・菌床の設置 ・菌床への散水 ・菌床の収穫	菌床ハウス(2棟) 菌床棚 散水施設(スプリンクラー) 空調設備	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品である米などの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県支援センター、県農業普及・振興課、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組みます。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行います。

２　市町村が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農業普及・振興課や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等

希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行います。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行います。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、本市が主体となって、都道府県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して協議会を設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築します。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じます。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

３　関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施します。

① 県農業会議、県農業公社、市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行います。

② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行います。

４　就農等希望者のマッチング及び新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、市担い手協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び県支援センターへ情報提供を行います。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び関係機関へ情報提供を行います。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう県支援センター、県農業公社、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

令和１２年（２０３０年）における効率的かつ安定的な農業経営を営むもの（認定農業者及び地域営農組織）に対する農用地の利用集積に関する目標は、農用地の利用に占める面積のシェアで８０％とします。

また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が経営する農用地については、面的な集積の割合が高まるよう努めます。

○上記第２に掲げる効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
面積のシェア：８０％ なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業等を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努めます。	

（注）１　「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、法人経営体、協業経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を３作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標です。

２　目標年次は令和１２年（２０３０年）とします。

２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

（１）農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市では、小規模な稲作を主とする兼業農家が多く、一部の農作業については受委託が行われているものの、農地の資産的保有傾向が強いため利用集積が進んでいないことに加え、近年の農産物価格低迷による意欲減退や農業経営の継承が円滑に行われなかったこと等により、耕作放棄地が増加し問題となっています。

（２）今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後１０年でさらに農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要です。

また、小規模兼業農家が多い地区や山間部では、将来の農地の引き受け手となる担い手がいないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要です。

（３）農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

本市の農地利用のビジョン実現を図るため、市内をいくつかの区域に分け、計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業等を活用して、担い手への農地集積を推進します。さらに、市、農業委員会、県農業公社、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の実行を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速します。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施します。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、市関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、及び市担い手協議会等による連携体制を整備します。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進めます。

第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第６「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。

農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行います。

①　地域計画策定を促進する事業

②　農用地利用改善事業の実施を促進する事業

③　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

④　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

⑤　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとします。

ア　平坦部のほ場整備完了地域においては、ほ場区画の大型化による効率的な生産基盤条件の改善を推進し、農地中間管理事業の活用により生産団地化、ブロックローテーションなどを重点的に実施することにより、農業生産組織や担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努めます。

イ　平坦部以外の中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化します。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努めます。

さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行います。

以下、各個別事業ごとに述べます。

１　第１８条第１項の協議の場の設置の方法、第１９条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項

（１）協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域毎に、当該区域における基幹作物である米の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ります。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、県農業公社の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行います。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を市農業振興課及び市農業委員会に設置します。

（２）地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ります。

（３）関係機関との連携等

市は、地域計画の見直しに当たって、県、農業委員会、県農業公社、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施します。

２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（１）農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

（２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や校区、共同乾燥調整施設、旧市町村単位で行われている場合は、当該単位）とするものとします。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあたっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来た

さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとします。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとします。

（４）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとします。

（５）農用地利用規程の認定

① （２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）参考様式第６－１号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができます。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をします。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (４)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告します。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① （５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からそ

の所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）または当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤促進法施行令（昭和５５年政令第２１９号）第１１条に掲げる要件に該当するものに限る。（以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人または特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができます。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとします。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をします。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等もしくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の受託が確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定にかかる農業経営改善計画とみなします。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該の農地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該特定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う特定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができます。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。

③ 特定農用地規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用規程がその周辺の当該区域内の利用の程度に比べ、著しく劣っている

と認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

①　市は、特定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、支援に努めます。

②　市は、（５）の①に規定する団体または当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業普及・振興課、市農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、市担い手協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。

３　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

（１）農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

ア　農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進

イ　効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ　農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ　農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ　地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ　農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点による適正な農作業受託料金の基準の設定

キ　地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進する。

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

４　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組みます。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に

参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進します。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第１２条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととします。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備します。

５　新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第１に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

（１）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

ア　受入環境の整備

県支援センターや県農業普及・振興課、農業協同組合などと連携するとともに、就農相談会の開催や就農希望者に対し、就農へ向けた情報提供を行う。また、農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

イ　中期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携するとともに、生産者との交流の場を設けるほか、農業体験や農家民泊ができる仕組を作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア　農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

熊本県立農業大学校や県農業普及・振興課、地域連携推進員、農業委員、農地利用最適化推進委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力し、研修や営農指導、就農前後のフォローアップ、巡回指導のほか、年１回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行える仕組を作る。

イ　就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため、地域の交流会への参加を促すとともに、出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路確保を支援する。

ウ　経営上の向上に向けた支援

アに掲げる指導に限らず、地域直売ネットワークへの加入の仲介、出荷、交流の促進を行い、経営のノウハウを習得できるよう研修等の機会の提供など、きめ細やかな支援を実施する。

エ　青年等就農計画作成の促進及び農業経営改善計画作成への誘導

地域計画との整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の

作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用し、経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれるものについては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

（３）関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については県支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県農業普及・振興課、農業協同組合、認定農業者、指導農業士等、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担することにより、各種取組を進める。

６　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（１）農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

市は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動を行うことによって農地中間管理機構が行う事業の実施の促進を図ります。

また、市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報を共有するほか、協力して推進します。

（２）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、１から５まで掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとします。

ア　市は、農業生産基盤整備を促進し、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター､野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図ります。

イ　本市が独自に定める「人吉市農業活性化対策事業」を推進することにより農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努めます。

ウ　市は、水田農業経営確立対策への積極的な取組によって、水稲作、転作による望ましい経営の育成を図ることとします。

エ　市は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努めます。

オ　市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとします。

（３）推進体制等

①　事業推進体制等

市は、農業委員会、県農業普及・振興課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後１０年にわたり、第１，第４で掲げた目標や第２の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立します。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対

応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進します。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、市担い手協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市はこのような協力の推進に配慮します。

第６　その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

附則
１　この基本構想は、平成６年１２月９日から施行する。
附則
１　この基本構想は、平成８年２月６日から施行する。
附則
１　この基本構想は、平成１４年４月１日から施行する。
附則
１　この基本構想は、平成１８年８月３１日から施行する。
附則
１　この基本構想は、平成２２年６月１０日から施行する。
附則
１　この基本構想は、平成２６年９月２９日から施行する。
附則
１　この基本構想は、令和４年３月９日から施行する。
附則
１　この基本構想は、令和５年９月１１日から施行する。
附則
１　この基本構想は、令和８年３月２４日から施行する。